7. 女性労働者の取り組み

【女性参画拡大とジェンダー平等の実現】

1.　あらゆる分野での男女平等実現にむけ、職場・地域・家庭から固定的性別役割分担意識をなくす取り組みを進めます。全自治体での男女平等条例制定とそれに基づく行動計画の策定・実行を求める運動を強め、政策・方針決定過程への女性参画の拡大を進めます。

2.　女性差別撤廃条約【96】の理念を活かし、生涯を通した女性に対する健康支援と自己決定の権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ【97】）に基づいた視点で、すべての女性の人権を尊重した施策を求めます。また、連合や女性団体等と連携し、選択議定書の批准にむけた取り組みを進めます。

3.　憲法第14条、第24条を活かし、女性の参画の拡大やジェンダー平等社会の実現をめざす運動を強めます。

4.　男女雇用機会均等法などの学習や討論を深め、労働者が職場で差別されることなく働き続けられる職場や労働条件改善を追求し、仕事と家庭が調和する男女平等の実現をめざします。また、募集・採用・配置・昇進・退職における「間接差別」を含めた差別を是正し、雇用の全ステージにおける男女平等の職場づくりを推進します。

5.　ジェンダー平等実現にむけて、単組・県本部・本部の女性部が連携して運動を進めます。

6.　女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく、特定（一般）事業主行動計画の実施状況を点検し、非正規労働者も含めた計画策定と実効性の確保にむけた取り組みや必要に応じた事業変更、予算確保などを求めます。

　　女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針の改正により、2023年４月から「職員の給与の男女の差異」の公表が義務化されたことを踏まえ、改めて、性差による賃金格差解消に取り組みます。

7.　ＩＬＯ190号「仕事の世界における暴力とハラスメント根絶」に関する条約の早期批准にむけ、連合に結集し、取り組みを進めます。性別による差別禁止や妊娠・出産、介護を理由とする不利益取り扱いの禁止、ハラスメント防止対策などの徹底を求め、取り組みを進めます。

8.　選択的夫婦別姓制度などの民法改正にむけ、連合に結集して運動を強めます。また、職場での旧姓使用選択ができるよう取り組みます。

9.　誰もが差別なく安心して働き続けられる職場づくりにむけて、「女性の働く権利確立運動強化月間」を１～３月に設定し、取り組みを進めます。定年前退職など働き続けられない職場の現状をはじめ、女性の労働権を侵害する差別の実態などについて、アンケートの実施や独自要求闘争など、「総点検・総学習・総実践」の運動を進め、人員確保闘争、ジェンダー平等推進闘争等につなげます。

10. 保育所・医療機関・福祉施設・学校・給食・公営競技職場などの女性が多く働く対住民サービス最前線の職場では、民間委託や人員削減、正規職員から非正規職員等への置き換えが進められています。そこで働く労働者の安定雇用の実現と利用者・住民への質の高い公共サービスの構築を一体のものとして取り組みます。

【賃金・労働条件の改善】

11. 賃金・労働条件は労使交渉で決めることを労使で確認し、性や任用形態等の違いによる賃金差別をなくし、「同一価値労働・同一賃金」「均等待遇」の原則に基づく賃金・労働条件の確立にむけて、たたかいを強化します。

12. 2024年の勧告で成案が示される予定の「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度の見直し）」にあたっては、中高年層も含めたすべての世代のモチベーション向上につながる見直しを求めます。

13. 2023年４月から公務員の定年年齢の段階的引き上げが開始されましたが、働き続けるための権利や制度の学習を深め、権利を行使するとともに、「年次有給休暇・生理休暇取得調査（生休・年休アンケート）」の声や職場実態を集めながら、定年が引き上げられても健康で働き続けられる職場づくりにむけた取り組みを進めます。

14. 人事評価制度などが不当な賃金格差や分限解雇の濫用、産休や育休取得の不利益取り扱いにつながらないよう、見直しや点検に積極的に関わります。

15. 育児・介護に関わる休暇・休業制度の拡充にむけ取り組みを進めます。また、休業等の取得によって不利益を生じさせないよう取り組みます。

16. 仕事と生活の調和にむけ、労働時間の短縮、時間外労働・休日労働の削減と不払い労働撲滅など、長時間労働縮減に取り組みます。また、妊産婦等の就業制限等、労働安全衛生基準を遵守させ、健康が守られる、安心・安全な職場をつくります。

【平和と民主主義を守る取り組み】

17. 自民党などの改憲勢力は熟議ないまま数の力で憲法改正を推し進めようとしています。とくに、自民党改憲草案では、両性の本質的平等の否定など戦前の思想を想起させる内容が盛り込まれていることから、その問題点について青年女性憲法フォーラムなどで学習するとともに、憲法改悪阻止にむけた各種取り組みに積極的に参画します。

18. 岸田政権はウクライナ侵攻や台湾有事などを口実に、軍備増強を押し進めようとしていることから、日本が戦争する国にならないよう、戦後日本が堅持してきた専守防衛を逸脱する防衛力の強化に反対します。また、南西諸島への長距離弾道ミサイルの配備や米軍再編による在日米軍基地の機能強化、自衛隊との連携強化に反対します。

　　さらに、青年女性オキナワ平和の旅を通じて、辺野古新基地建設反対など在日米軍の基地整理・縮小・撤去にむけた運動を進めます。

19. 東京電力福島第一原発事故後12年が経過してもいまだに避難者がいることから、核と人類が共存できないことは明らかとなっています。引き続き、被災地県本部の女性部などと連帯し、反核・脱原発の運動に取り組みます。あわせて、持続可能でクリーンな地域分散型再生可能エネルギーなどへの転換の運動を強めます。

20. 女性への重大な人権侵害である日本軍「慰安婦」問題や侵略の歴史の歪曲、ヘイトスピーチなどを許さず、各地域での「戦争に協力しない宣言」や「反核平和の火リレー」、「８の日行動」、「新しい歴史教科書をつくる会等の教科書を採択させない運動」など、部落解放同盟女性部や 女性会議をはじめ、地域の民主的女性団体との共同行動を強めます。

21. 生活・職場の課題とあわせ、平和と民主主義は女性の人権保障に不可欠です。そのためには政治の取り組みが欠かせないことから、各種選挙で情報発信や政治学習などに取り組みます。

　　また、政治闘争の必要性を学び・拡げ、2025年に行われる参院選挙における組織内候補予定者（比例代表）の必勝をはじめ、各種選挙闘争における自治労の推薦する候補者の当選にむけて、主体的に取り組みます。

【組織拡大の取り組みと女性部組織の強化】

22. 職場での声掛けや学習会への参加呼びかけなどを通じて新規採用者、未加入者の組合加入対策を進めます。

23. 同じ職場で働く非正規の仲間とのつながりを強め、組織化の取り組みを強化します。

24. 職場の身近な問題や女性特有の課題を共有する場として女性部に結集し、健康で働き続けられるための要求づくりなど、職場や単組での具体的なたたかいを通して組織強化をはかります。

25. 全県本部からの参加で女性労働学校を開催し、学習と討論、実践の交流を通して、活動家の育成をはかります。また、女性部が主体となって、各県の女性労働学校の開催に取り組みます。県本部、単組では、学習会や各種集会等で講演動画、ウェブなどを活用し、身近な学習活動に努めます。

26. 単組・県本部活動の活性化をはじめ、組織強化・拡大にむけ、県本部・単組の基本組織の取り組みに企画・立案の段階から参画し、自治労運動の前進にむけた取り組みを進めます。

　　運動をけん引し、女性の意見を反映する役員の担い手の育成のため、全県本部で女性専従役員の配置や単組執行部への女性役員の登用を追求します。また、多様な労働者の結集や互いの立場を尊重した職場づくりのための議論を深めます。

27. 中央・地連での青年女性交流集会を隔年で開催します。各県本部・単組は、職場での要求行動や具体的な取り組みを集会に持ち寄り、運動交流をはかるとともに、自治労運動の強化・底上げをはかります。

28. 各評議会や青年部と共通の課題について、連携して解決にむけ取り組みます。

29. じちろう共済を活用し、組織強化・拡大につなげます。また、共済の学習・説明の機会を設け、共済活動の推進に取り組みます。

30．女性労働者の処遇改善や男女平等社会の実現にむけ、連合などが提起する運動に積極的に参画します。

31. ＰＳＩ、ＩＴＦなどを通して世界

　の女性運動を学び、交流や連帯行動

を強めます。